

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月25日(2024.9.25)

【公開番号】特開2023-163044(P2023-163044A)

【公開日】令和5年11月9日(2023.11.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-211

【出願番号】特願2022-73840(P2022-73840)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月13日(2024.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて遊技者に遊技価値を付与可能な遊技機であって、

表実装面に複数の発光体が実装される複数の発光基板を備え、

該複数の発光基板には、

電子部品を電気的に接続する配線パターンと、

直線上に並んだ文字列によって構成される当該発光基板を特定可能な固有の管理番号と、
が備えられており、

前記複数の発光基板のうちの特定発光基板には、

30

特定の外径形状を有する特定発光体と、

前記特定の外径形状とは異なる特別の外径形状を有する特別発光体と、が少なくとも実装され、

前記特定発光体は、直線上に並んだ前記管理番号に対して水平又は垂直となるような向きに配置され、

前記特別発光体は、直線上に並んだ前記管理番号に対して傾斜するような向きに配置され、

さらに、前記特別発光体に対応する情報表記が前記管理番号とは異なる視認態様で前記特定発光基板に設けられる、

ことを特徴とする遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来、始動口に遊技球が入賞したこと(始動条件の成立)に基づいて大当たりとするか否かの抽選を行い、抽選結果が大当たりとなった場合には、図柄を変動表示する表示装置に大当たり図柄を停止表示して大当たり遊技を発生させる遊技機がある。このような遊技機には、
LED等の発光体が設けられ、表示装置の表示に関連して発光体を発光させて遊技興趣の

50

低下を抑止するようになっている（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2021-049446号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記した従来の遊技機では、発光体を発光させて遊技興趣の低下の抑止を図るために未だ改善の余地がある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、発光体を適切に発光させて遊技興趣の低下を抑止可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、本発明においては、

所定条件の成立に基づいて遊技者に遊技価値を付与可能な遊技機であって、

表実装面に複数の発光体が実装される複数の発光基板を備え、

該複数の発光基板には、

電子部品を電気的に接続する配線パターンと、

直線上に並んだ文字列によって構成される当該発光基板を特定可能な固有の管理番号と、
が備えられており、

前記複数の発光基板のうちの特定発光基板には、

特定の外径形状を有する特定発光体と、

前記特定の外径形状とは異なる特別の外径形状を有する特別発光体と、が少なくとも実装され、

前記特定発光体は、直線上に並んだ前記管理番号に対して水平又は垂直となるような向きに配置され、

前記特別発光体は、直線上に並んだ前記管理番号に対して傾斜するような向きに配置され、

さらに、前記特別発光体に対応する情報表記が前記管理番号とは異なる視認態様で前記特定発光基板に設けられる、

ことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の遊技機においては、遊技興趣の低下を抑制することができる。

10

20

30

40

50